

外国人観光客向け体験プログラム開発事業業務委託に係るプロポーザル 実施要領

1 目的

この要領は、外国人観光客向け体験プログラム開発事業業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 外国人観光客向け体験プログラム開発事業
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から平成29年3月23日まで

3 予算額

4,693,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 日程

(1) 公告

平成29年6月5日（月）から平成29年6月16日（金）まで

(2) 質疑提出

平成29年6月28日（水）正午まで

(3) 質疑回答

平成29年7月3日（月）村のホームページにて回答

(4) 参加申込

平成29年6月5日（月）から平成29年6月16日（金）まで
ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(5) 企画提案書等提出

平成29年6月19日（月）から平成29年7月7日（金）まで
ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(6) プレゼンテーション・ヒアリング審査

平成29年7月中旬

(7) 選定結果通知

平成29年7月中旬

6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- (4) 国税及び地方税について滞納がないこと。

7 質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

- (1) 提出方法 質問書（様式第1号）により、電子メールで提出すること。
- (2) 提出期限 平成29年6月28日（水）正午まで
- (3) 提出先 佐井村総合戦略課
電子メール：sai_senryaku@vill.sai.lg.jp
- (4) 回答方法 村のホームページにて回答
- (5) その他 提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受けしない。

8 参加申込手続

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第2号）
- イ 会社概要（様式第3号）
- ウ 業務実績調書（様式第4号）
- エ 誓約書（様式第5号）
- オ 法人事業者にあつては、商業登記法に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
- カ 個人事業者にあつては、市町村が発行する営業証明書及び身分証明書
- キ 財務諸表
申請日直前1年分に係る貸借対照表、損益計算書等
- ク 納税証明書

納税証明書については、国税、都道府県税及び市町村税のすべてについて提出すること。

- (2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）による。
- (3) 提出期間 平成29年6月2日（金）から平成29年6月16日（金）まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで。）
- (4) 提出先〒039-4711
青森県佐井村大字佐井字糠森20
佐井村総合戦略課

9 参加資格の審査・審査結果の通知

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を申込み全者に参加資格審査結果通知書（様式第9号）により通知する。

なお、参加資格が満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

10 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 出書類・必要部数（様式は全て任意）
 - ア 企画提案書 ……10部
 - イ 業務実施体制図 ……10部
 - ウ 業務担当者実績調書 ……10部
 - エ 業務工程表 ……10部
 - オ 参考見積書 ……1部
- (2) 提出方法持参又は郵送（書留郵便に限る）による。
- (3) 提出期間平成29年6月19日（月）から平成29年7月7日（金）まで（ただし、土曜、日曜を除く。受付時間は午前9時から午後5時まで。）
- (4) 提出先〒039-4711
青森県佐井村大字佐井字糠森20
佐井村総合戦略課

11 審査方法

- (1) 審査方法は、参加資格要件を満たす者の中から、提出された企画提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、プロポーザル審査委員会が審査する。

ただし、企画提案書提出事業者が多数である場合には、書類審査による第1次審査を行う場合もある。

第1次審査を行う場合は参加者全員にその旨通知する。

(2) 審査項目及び配点

ア	業務実績	10 / 100
イ	業務実施体制	25 / 100
ウ	業務工程	15 / 100
エ	提案内容	40 / 100
オ	見積内容	10 / 100

(4) プレゼンテーション

ア 日程 平成29年7月中旬

詳細日程は、プレゼンテーション実施に係る依頼文書にて通知する。

イ 場所 佐井村役場

ウ 持ち時間 30分

プレゼンテーション（30分）終了後、おおむね10分程度の質疑応答を行う。

※プレゼンテーション用のプロジェクター及びスクリーンは村が準備する。ただし、パソコンは各提案者が準備すること。

(3) 全ての企画提案が、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、候補者を決定しないものとする。

1.2 審査結果

審査結果の通知は、審査を受けたもの全員に対し、プロポーザル審査結果通知書（様式第10号）により通知する。なお、必要に応じ第1次審査を行う場合はプロポーザル第1次審査結果通知書（様式第11号）により通知し、第1次審査を通過した事業者には、第2次審査の日程等についても、併せて通知する。

また、審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

1.3 その他

(1) 提出書類の取扱いについて

ア 提出されたすべての書類は返却しない。

イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない。

ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

エ 村が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会、プレゼンテーション又はヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 参考見積書の金額が、あらかじめ示された予算の上限額を超過した場合

(3) 参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 必要経費について

提出書類の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など必要な経費は、全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

(5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、佐井村情報公開条例の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。

(6) 言語及び通貨単位について

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

1.4 問い合わせ先

佐井村総合戦略課

〒039-4711

青森県佐井村大字佐井字糠森20

電話 0175-38-2111（内線24）

FAX 0175-38-2492

電子メール sai_senryaku@vill.sai.lg.jp